

## 再び發心集に就いて述ぶ

岡 田 希 雄

## 一

所謂鴨長明發心集の著作年代に關する研究史を明治大正期及び其れ以後について一瞥すると、藤岡博士の鎌倉時代文學史大正四年五月刊但し明治三十九四十年の講義なりが最初である。藤岡博士の説は、三論據よりして、本書を長明のものとする事を疑はれたのであるが、其の後野村八良氏の鎌倉時代文學新論大正十一年十二月刊方丈記再論藝文大正十三年七月、但し作者に關する野村氏の説は全くあいまいである（藝文叢稿八九三頁參照）や長尾素枝氏の鴨長明發心集國學院雜誌大正十五年十二月號所載が出た。何れも亦疑ふ立場である。しかし私も是れらの驥尾に附して「鴨長明發心集に就いて」藝文昭和五年七月號より十二月號に至る各號にて發表すに於いて著作年氏に關する推定説を述べ、さらに「鴨長明發心集の著者に關する疑問」と云ふもの立命館學叢昭和五年十一月號より翌六年四月號に至るまで五回にわたり發表すを書いて著者を果して長明となし得るか何うかに關して疑點を舉示して示教を乞うたのであつたが、丁度二年間は何とも反響は無かつたやうである。まる二年目の昭和八年四月の岩波文學講座の附録としての文學第二十號に、新資料紹介として永積安明氏の「異本長明發心集」が現はれ、同年六月と八月との「國語と國文學」誌上に「長明發心集考」が出た。前者は神宮文庫本の單なる紹介

であり、後者は神宮本の研究や發心集全般に關する研究である。永積氏の發表以前に、山岸徳平氏の岩波の文學講座  
 日本文學書目解説鎌倉時代下昭和七年九月刊、次田潤氏の國文學史新講上卷昭和七年九月刊、佐藤良二・同二三兩氏の國文學書  
 史昭和九年一月刊、眞ほどのもの日本文學大辭典第三卷昭和九年六月刊、高島樗氏執筆、能勢朝次・小野直兩氏の國語科學講座本中世解釋學昭和九年七月刊等  
 が其れど、文學史として、辭典として、書目解題書としての範圍内で、發心集の作者や時代につきて簡單に言及し  
 て居るが、何と云つても記述の性質上内容としても取るに足る程のものは絶無で、永積氏が最も援れて居るのは云  
 ふまでも無い。(自分が藝文や立命館學叢に發表した頃までの研究史は、其の時に記述して置いたし、永積氏の長明發  
 心集考には自分のもしたものなども見えて居る。さて日本文學大辭典に據ると、鈴木敏也氏の日本文學史潮にも發  
 心集關係の記事がある由、しかして自分は未見である。小川壽一君の長明學會の機關誌「鴨長明研究」には、何か發心  
 集關係の記事も見えて居るかと想像せられはするが、該誌は今のところ見る機會が無いので記事の有無は知らない。  
 なほ野村八良博士が學位論文を公刊せられたものがある筈だから、其の中にも發心集の事は當然見えて居るだらうと  
 思ふが、其の書をば未だ見て居ず、今のところ見る機會も無いので檢する事は出来ないのである。永積氏は、一度お  
 會ひした事もあり、私が發心集の研究を藝文に出したりした事情もあるので、氏は研究を發表せられるに際しては、  
 いつも鄭重な御挨拶を頂き、所謂異本の陽畫感光紙寫眞も貸して頂き、發表誌の惠投にも預つたのであり、氏の御説  
 に關する意見を求められたのであるが氏は「長明發心集考」を書く時には、まだ私の「鴨長明發心集の著者に關す  
 る疑問」の方は見て居られないために私は意見を述べる事も出来ないであつた。しかして自分としては是非該拙文  
 を見た上で立論して頂きたいので、永積氏の依頼により、立命館學叢の古いのを採し出し古本屋で探したかと思ふ。其の時の永積氏よりの手紙を見

ると第五回分の四月號は缺 同年九月の末には永積氏の方へ送つたのであつて、氏の批判を期待したのであるが、第四回本のものであつたやうだ。

分までのところでは、長明發心集考の考説のまゝで可いと思ふと云ふ趣の手紙を頂いたのであつた。しかして第五回分は私も探すのを忘れてしまつて、送つて居ないかと思ふし、又同誌は圖書館などにも無いらしいので氏は見ても居られず、従つて批判は聞かれず、自分も永積氏の長明發心集考に對しては勿論、發心集の事は、其の後何も書いては居ないのである。又發心集の事は、始終心がけては居るとは云へ、も早や全く興味を失うて居るので、積極的に研究もして居ないのである。結局私の發心集研究は昭和六年を以て打ち切つた事と成つて居るのであり、今日に於いては新しい事は何も云へないのであるが、永積氏の文を読んで居ると、私自身にできへ、私がひと向きな長明否定論者であるやうな錯覺が生じる程であるから、(但し氏も私を否定論者とは云はず懷疑論者として居られるのである)まして一般の人はいよく私をひとむきな長明否定論者と定めてしまふであらう、永積氏の文を見ないで藝文の記事これは作者はこれにて私の眞意は判らないのであるだけを見て居る人にしても、或ひは私をひとむきな否定論者と見なすかも知れないと考へられるのだが、此の事は私にとりては私が資料の解釋にさんぐ苦しんだ舉句長明説に疑ひを挿むに至る眞意を理解して貰へない事であり、かなり迷惑に思ふので、此の機會に、私の以前の研究を略述したのである。なほ「鴨長明發心集の著者に對する疑問」は、自分でも解決できないのに苦しみて疑問を開陳して、研究家の批判を切望したのであるが、發表誌たる「立命館學叢」が學内誌では無く公賣誌ではあるけれど、内容が大體法律・經濟・文學、文學も國文學、支那文學、の各部内にわたり居り、どつちもつかずの學術雜誌として、國文學専門家からも輕視せられ、外國文學等も含んで居る。自分の文の如きは百二十九頁分のもので、かなり努力して書いたつもりではあるが、殆んど無視せられ居るので(山

岸氏の鎌倉時代書目、能勢氏らの中世解釋學、佐藤氏の國文學書史、高島氏の日本文學大辭典解説<sup>註</sup>などは何れも、漏して居る。なほ、藝文に出した「鴨長明發心集に就いて」は二百六十餘頁のものであり、藝文は京都帝大文學會の機關誌であるが、これさへ、鎌倉時代書目、國文學書史、日本文學大辭典等には記されて居ないのである。藝文はともかくとして、立命館學叢に成ると、見たく思うても見る事が困難であらうと思ふ。永積氏の如きですら見るのに困られたのである。其の内容要點を再び摘記すると云ふ意味も手傳うて居るのである。他に又、永積氏の文中の二二の疑點も擧げて教示を得たくも思ふのである。(但し然うかと云うても今更ら此の文を書く程でも無いのだが、鎌倉時代文學に關する特輯號が出ると仄聞したので、急に思ひ立つて書いたまでの事である。)

さて記述は、永積氏の説を紹介しつゝ、進めて行く。

## 二

永積氏の研究は、これを大別すると異本の解説(紹介と研究)ロードリゲス日本語典所引本の研究、「原本」への「洞察」、流布本に於ける増補加筆、成立年代及び著者の考察等の諸項に分れる。

異本即神宮文庫所藏の室町期所寫と覺しき袋綴寫本五卷五冊は、此の本、大正十一年三月印行の神宮文庫圖書目錄には、單に「五」とあるのみで寫本であるとも何とも斷つてない。ので、自分は刊本の合綴本であらうと、はじめは想像して居た。藝文昭和五年十二月號拙稿の尾、及び、立命館學叢昭和六年四月號拙稿<sup>三七</sup>にて言及したものであるが、當時は私は無論見ても居ないものであり、其の後、神宮文庫へ行つた時見せて頂き、同文庫所藏の版本と比較はして見たけれど、電覽であつた。其の後昭和八年五月に成りて、永積氏より其の本の陽書慈光寫真本を貸して頂いたが、すでに永積氏の研究が、翌六月には國語と國文學に出る筈であるのと、此



「異本の文章が、時に説話まで著しく改變されてゐる事は確實であり、かゝる事實は、書目に現はれた發心集の異本の、十分に存在しうる事を承認せしめる」<sup>上</sup>と論ぜられた。(要點を摘記したのだが、誤解は無いつもりである)。

(五)は曖昧であり(六)(八)の二條に關しては異論も呈出し得るが、他は皆首肯できる事である。

異本に卷六・七が無いのが散逸であると云ふ説は、全部で七卷の本の中より、卷六・七の二卷だけが失はれて一・二・三・四・五の五卷と成つたと云ふのであらうか。若し其れであるとすると、現存の異本をば五卷本と云ふのは誤りにて七卷本の零本五冊と云ふ可きである。しかして氏は六卷本のかつて存した事は、書目の類によつて推定して居られるが、七卷本の事は、全く言及しては居られないのだから、少しをかしい。

永積氏は説話の順序に關し、二條を擧げて流布本の正しい事を證して居られるが、他にも例はある。卷三に例を取ると、第二八は武將たる源頼義の發心談、第二九は田舎武士が俄かに發心して、ひたすら西方淨土を求めて、西へ／＼と赴き、海に臨む崖上にて念佛を唱へて往生する話、第三十は補陀落山へ參らんとてたゞ一人小舟に乗りて西へ／＼と進み行きし話、第三一は或る女房が天王寺の西門より舟にて海上に浮び、西に進み、今少し／＼とて遠く沖へ出て、つひに入水往生した話、第三三は書寫山の斷食往生僧の話、第三四は、蓮華城と云ふ僧が名聞のため入水往生しながら、かへつて執を止むと云ふ話にて、其れ／＼順々に連絡があるのであり、正に流布本の如き順序である可きものであるのだが、異本では二九・二八・三一・二三・三〇・三二と云ふ順序にて、しかも飛び／＼に成つて居るのである。これなども、異本の方が明らかに不穩當である。第五卷の第五一、第五二は、第五一の尾に「佛法に値遇シ奉ラント願ハバ、ナジカハカゲロウノ契リニユトナラン……折々ニハ必ズアラハレテ、スクヒ給フベシ」とあり、第五二の尾にも「佛ノ御誓ノムナシカラス事如此、世々生タニ値遇シ奉ラントネガフベシ」とありて連絡があるが、異本では散在して居る。第五七には「誠ニ御門ノ御位ヲ、ヤム事ナケレド、終ニハ刹利モ須陀モカハラヌ習ナレバ(○)云ふならく、空落の底に入りぬれば刹利も修陀もかはらざりけり」、高岳親王御歌とぞ。後頼日傳などに見ゆ往生極樂ノツネノ事ニハシ

カズナン」とあり、第五八には「此の話、大鏡道長傳に見える」(猶シ佛ノ○國王ヨリ)上モナクオハシマシケルト覺エテ」とあり、第五九には「天竺雲且ノ國モ大臣ノアリサマナドハ、驗テモ云ベカラズ」とあり、「トテモカクテモ有ヌベキ此世だからと云ひて、宮も藥屋もはてしなければを思はせ、○世の中はともかくても有りぬべし宮も藥屋も果し無ければ」(後頼口傳、新古今集などに見ゆ)さて第六十にては益男が、反故に太郎宅の設計圖を書きて樂みとして居る事を述べて居るが、(此の文中のキシを以前は諸解して居た。美の義のイシである)此の四條亦連絡ありと云へる。しかして異本では五七・五八は連續して居るが、五九・六〇は散在して居る。又六一・六二は母子の戀愛談で連絡があるが是れも異本では散在して居る。第七卷の七三・七四・七五も其れ々連絡あるものだから、流布本の如き順序でありて可いと思ふが、異本では亂れて居る。

## 三

次ぎに氏は諸本研究として、慶長九年版ロードリゲスの日本語典所引のものを材料とせられたが、何しろ斷片的な引用だから、卷數の推定も不可能であるとは云へ、此の種の本の引用に着眼せられたのは甚だ敬服せなければならぬ。(ロードリゲスが發心集の卷數を擧げて引用して居るのは永積・土井兩氏の檢案によりても、僅か四條で、他に一條あるが、撰集抄の誤りである しかも偶然であるかは知らぬが、何れも卷三である。しかも流布本では、五・六兩卷に當るのである。永積氏は此の事實によりて、「發心集に、三卷本、四卷本、五卷本、六卷本等があつたらしい事は、是に依つて更に裏付けられるに相違ない」と云はれるのだが、氏も考慮して居られるやうに、八卷四冊の合綴本により、第三冊に當る五・六卷を、卷三として引用したとも見られるのであるから、確言は勿論できぬ事である。なほ發心集の諸本研究について云へば、私は諸本研究は全然問題とせず、専ら流布の片假名本を材料としたのであるが、永積氏の如く、諸本研究を扱はれた以上は、室町期文獻所引のもの、穿鑿も試みて頂きたいのである。)

## 四

永積氏は斯くて、「原本と現存本との距離に就いて」の節に於いて、「八巻本の原本でもあり、異本の原本でもある古本」即ち氏が「テキストAの名」を以て呼ばるゝもの<sup>上二〇頁十の面影をば</sup>「指定」し其れを閑居の友、私聚百因緣集、沙石集、雜談集、十訓抄、古事談所見のものに比べて、一致・部分的一致、關係の有無を考へ、其れらに引く發心集と「テキストAの内容」とに矛盾はなく、沙石集・雜談集を始めとして、恐らく古本發心集を引用したと考へられる十訓抄・古事談の記事とテキストAの内容が略々一致する事を知つた……テキストAは、古本發心集に甚だ近いものであると云はなければならない。又、以上の様々な書物を、それらに参照して、是程矛盾なく僞作すると云ふ事は、先づ不可能に近い事である。我々は閑居友以下の言葉を信じて、テキストAは僞作にあらず、と云ふ事が出来ると考へる」<sup>上二と云はれたが、永積氏の記述によると、氏の研究法は、テキストAを最初に「指定」が、此の語の精確な意味は知らない</sup>六頁と云はれたが、永積氏の記述によると、氏の研究法は、テキストAを最初に「指定」が、此の語の精確な意味は知らない、假定の語で代用、即ち假定した上で、閑居友以下の一致不一致を調べられた事に成るが、一つのテキストを演繹的に假定すると云ふ事は實際問題としては出来ないことである。こゝは閑居友以下所見のものを土臺としてテキストAを描かれたと云ふ可きであらう。が其はともあれ、氏は異本の系統を示すための系統表では現存本以外のものとして「原典三卷」親本「八巻本」を考へ、是れらの語で其れらを示されたが、第三節では用語を改めて「八巻本の原本でもあり異本の原本でもある古本」即ち系統表では「親本」に當ると信ぜられるものをば「テキストA」と呼べたのである、しかして「テキストAは僞作にあらずと云ふ事が出来る」<sup>上二六と云ふ文に成ると、「テキストA」は系統表の「原典」にも</sup>真九行と云ふ微妙な諸本の推定と云ふやうな場合には、成る可く、用語の意味を常るやうであり、甚だしく曖昧である。斯う云ふ微妙な諸本の推定と云ふやうな場合には、成る可く、用語の意味



途中で變へたり、同じ意味を二様に云つたりする事はお互に避けたいと思ふ。「八卷本の原本」でもあり、異本の原本でもある「古本」とある「古本」と、「恐らく古本發心集を引用したと考へられる十訓抄・古事談の記事」「テキストAは古本發心集に甚だ近い」とある「古本發心集」とは、同じく古本とは云へ、別な觀念を示すもの、如くであり、理解の妨けに成るのである。

なほ氏は、テキストAの内容を考へるに當り、嘉元三年の無住雜談集より前の書物に見ゆる發心集關係の記事を材料として居られるが、是れは結果に於いては誤が無いかは知らぬが、方法論的には何うであらうか。と云ふのは、雜談集は發心集の出来たと覺しい建保二・三年頃よりは百年程も後のものであり、私聚自因緣集にしても四十年程も後のものであり、其の間には、寶物集の増廣本が少くとも百年の間に四種も出来た事から考へると、發心集にしたところで、永積氏の如くに、三卷本・四卷本・五卷本・八卷本と云ふテキストの發達を認めるとすれば、發心集諸本の發生も、案外短日月の間に行はれたかも知れないと云へるので、因緣集所引のもの、閑居友所引の本、雜談集所引の本は、其れゝゝ別種のものであつたのではないかと云ふ疑ひも、一往は抱いて見る必要があるからである。

私は現在の流布本を「今本發心集」と呼び、異本の存するを知らずして、流布本を指したの「著述當初の本、及び雜談集以前の古書に引用せられて居る發心集をば、便宜上古本發心集」と呼び、所謂古本發心集にしたところで、其れらが同一の本文のものであるか何うかも知らないのである」と述べた發文五ノのであつて「原典」○著者自筆本であらうから「親本」までの間に數度の増補著者によるか、他人によるかは言及しては居るされ、理論上、兩方を考へても可からうを想像せられる永積氏の論に比べると、粗いが、實際問題としては、曖昧な名稱を使用するよりはましであらうかと思ふ。

作者及び著述年代についての考察は、本書の性質上、切り離しては云へないが、先づ時代に就いては、法勝寺の九重大塔が炎上した承元二年五月十五日以後、閑居友の出来た承久四年三月以前の十四年足らずの間、しかも恐らくは古事談よりは前のものと思はれるから、建保二・三年よりは前に出来たらうとする私の説但し閑居友は野村氏が指すを土臺とした上で、永積氏は、長明説を認める立場から、第八巻に見える著者の關東下向記事を以て、長明の建暦元年秋の旅の事であるとし、斯くて方丈記成立の建暦二年三月末以後方丈記より後のものであらうとの説は下四八頁——五一頁に見える、長明の歿した建保四年六月八日より前、しかして今云つたやうに、古事談との關係より見て、建保二・三年以前に出来たらうとせられるのである。著者の關東下向を長明の旅に結びつけるのは極めて當然にして、私も立命館學叢昭和六年二月號の方では詳細に論じたのであるが、實は此の記事一つあるが爲めに、長明説を肯定せうとして見たり、反對に否定に傾いて見たりしたりしたのであつた（藝文六三頁で「此の一條は、本書の著者を推定するに當り、最も重要なものである事を申し添へて置く」と云つたのは、右のやうに、肯定否定何れの場合にでも重要であると云ふ意味で特記したのである）永積氏が長明説を取られる以上（しかして此の條も實は長明説の有力な論據である）發心集を建暦元年の旅以後の事とし、方丈記よりも一層佛教的である發心集を、方丈記より後のものとせられたのも當然であり、長明説を取る以上は、何人が推定しても、斯う成る他は無いのである。（發心集の記事の中には、著作年代を確める材料と成りさうに考へられるものもあるのだが、——藝文六・九頁——六三・三頁——また考證は全く出来て居ないのである。私が考證した承元二年の大塔炎上記事以外に有力な材料が、考證せられる事を望むのである。）註。長明の歿年に關しては、建保元年十月説もあるが、四年説に従うておいたのである。

## 六

長明説を取られる永積氏は、自然、私の懷疑説を批判せられた。しかして其れらの事は後で述べて、本朝書籍目録に見える三巻と云ふ巻数につきての解釋を見るに、(一)本朝書籍目録に三巻とある事、(二)異本發心集が五巻である事、(三)日本語典所引本の巻序、(四)異本本朝書籍目録には五巻とある本もあり、(五)又六巻とある康安二年奥書本もある事、(六)辨疑書目録に四巻とある事、又(七)京大圖書館所藏禁裡御藏書目録に四巻本らしきもの、見える事、(八)書籍目録作者考に「四」とある事などから、「上述の巻数が夫々存在したと斷言はしない」とは云ひ乍らも「三巻本を始め、四巻本、五巻本、六巻本、八巻本(流布本)等の諸本によつて、傳つてゐたらしい事を知るのである。少くとも、從來説かれたやうに三巻本から八巻本への單純な増補ではなく、或は寶物集の傳本程ではないにしても、相當複雑な傳寫(増補・脱落・或は抜書・錯簡)が想像される」と云はれたのである<sup>上四頁</sup>。私は右の中の(一)(六)のみを材料としてに過ぎないのだが、永積氏が材料を増されたのは敬服するところにて、殊に自分が利用せなかつた京大所藏の書目を利用せられたのなどは、燈臺、本暗しにて、私の赤面するところである。所で私は、本朝書籍目録には數字に誤の無きを保證し難い事、實在のものを見た上で書いたか何うか判らぬ事、「三」とあるにせよ、三巻本であるか、合綴本であるかは判らず、又零本の三巻であるかも知れぬ事、辨疑書目録に四巻とあり、群書一覽<sup>又貞幹の國朝書目中巻にも</sup>國書解題其の他明治・大正・昭和の書目解題、辭彙の類に三巻とあるもの、多い事を論據として、三巻・四巻と云ふ巻数を疑うて來たのであるが、<sup>藝文九七二</sup>永積氏の舉げられた材料にしても、強ひて鑿説的な解釋を試みるならば不可能である譯では無い。例へば四巻と云ふのは、八巻の半分の數であるから、辨疑書目録に四巻とあるのか、刊本の合綴本であら

うと推定するのと同様に、此の書目が、有りふれた刊本に據らず、實際の四卷本によつたとおもへるに、神宮文庫の慶安四年版は四冊本である、八卷本の合綴本で無いかとも

考へられる。本朝書籍目録では本によつて三卷・五卷・六卷の三種と成つて居るのは、此の三種の本が存するが故に、其を寓目した人により數字が訂正せられたと見るよりは、永積氏は原本にあたりて訂正したと解せられるのである(文學一〇頁、一頁、國語と國文學上四頁)此の書目の數字

可きもの、尾の一巻又は二巻が失はれたものであるらしいから、零本五巻とは云へても五巻本と稱するは妥當で無いかも知れず、八巻本の六巻までの零本で作られたので五巻で完本であらうと假定する場合に於いてのみ、五巻本と稱しうると云へるのである。なほ氏は六巻本を主張する立場から云へば、五巻本は六巻本の殘缺と云へば都合が可い筈であるのに七巻本を認められたのである。しかも其の七巻本の事は一度云はれたのみで其の後は卷數を問題とする場合にも全く言及はして居られないのであるからいぶかしい。とにかく神宮異本の實在によりて、流布本とも異本とも異り、其れら二本の親本と成るものゝ、かつて存した事は想像する事は出来ても、目錄類の數字によりて、簡單に想像する事は私としてはやはり避けたく思ふ。斯くて永積氏は、(イ)三巻本・四巻本・五巻本・六巻本等を認められ、(ロ)

未だ今のところでは、姑く前説のまゝで居りたいと思つのである。(異本に見えず流布本に存する説話によりて増補を考へると云ふ事も、其の中の數條は古書に引用せられて居る事が認められるから、出来ない事である)永積氏が増補説を強く主張せられるのも、氏が書目所見の數字をかなりに確信せられるのも、異本が存すればこそである。しかも其れさへも、序文によつて外國に關する説話の一部を加筆とする以上に出る事出来ず、流布本に見えて異本に見えない説話の一部を加筆なりと斷定する事さへ出来ず、たゞ漠然と増補を認められるに過ぎない。異本が出てさへも、増補が具體的に明言できない今日では、「寶物集のやうに、諸異本が出なければ、増補の事は論ぜられない」とでも云ふ他は無いらしい。實證を得るまでは、從前通りの考へを持ちつゝけたい。

## 七

最後に作者に關する永積氏の説を挙げ、私の疑問に言及せう。氏は長明説に従ふのであるか、其の論據は左の如くである便宜上、自分が簡條書にし、又此の順序としたのである

- (一) 流布本や異本の序文の前に「鴨長明撰」と明記して居る。
- (二) 閑居友、本朝書籍目錄にも長明作である事を明記して居る。
- (三) 書物の出来た時代も長明の作として矛盾せない。
- (四) 書中の記事から窺はれる著者の姿も長明と見られる。例へば卷八に見える著者の關東下向は、長明の建暦元年秋の關東下向に擬し得る。

と云ふのであるが、是れらは私が既でに詳述したところである。

しかして私は發心集に現はれた著者の面影が長明らしくあるか何うかを吟味して  
 學叢一の二八頁

(イ) 著者は俗人では無い、出家の身分の人である。淨土教を奉ずる人である。長明亦、別に好んで成つた譯では無いが出家した人であり、往生要集を讀んだ人である。

(ロ) 生地は判りかねるが、京都又は京の近郊あたりで本書を書いたのである。長明も京に生れ京又は其の附近に住んで居たのである。

(ハ) 著者は音楽に對して理解と同情とを有して居たらしく察せられる。一方長明は琵琶を好みし人である。一般の音楽にも理解があつたに相違ない。

(ニ) 著者は和歌にも理解があつた事が認められる。長明は鎌倉初期有数の歌人である。

(ホ) 捨子・マ、子・ミナシ子など、云ふ語が見え、其の他親子の恩愛を説くところがあるが、長明もよく他人より「そこなどは重代の家に生れて早く孤子になれり」「この長明みなしこになりて」など、云はれて居る。方丈記を見ても判るが、長明はミナシ子の自覺から餘程感傷的に成つてしまつて居たもの、如くである。

(ヘ) 書中に春日明神三八、日吉神社四ノ二、松尾明神七ノ八、幡九ノ二などが見えるが、賀茂明神の事も八卷の尾の三説話に見える。賀茂の神徳を稱へる三説話が、發心集一部八卷の最後に一とまとめとして載せてある事、一部八卷の總結が、「我國ノアリサマ、神明ノタスケナラズバ、イカニカ人民モヤスク、國土モオゲヤカナラム」タトヒ佛法ソタリ給ヘリトモ、惡魔ノサマタゲコハクシテ、濁世ノ今ニヒロマリ給ハン事、キハメテカタシ」君ノ御爲ニハタカキ大神トアラハレ、民ノ爲ニハイヤシキ道祖神トナリ、智恵ノ前ニハ本地ヲアラハシ、邪見ノ家ニハ佛

法ヲイマシメ給フ」カタクナナル宜禰ガ鼓ノ音マデモ、皆開樂悟入ノ御カマヘナリト哀ニ忝クナム侍リ、然<sup>シカ</sup>パスナハチ、現世ノモロノノ望コソ、カリノ方便トコソシラシメ給ハメ、出離生死ヲ祈リ申サンニ至テハ、イカデカ化度ノ本懷ヲアラハシ給ハザラン、ト覺エ侍ルナリ」と云ふ神明賛歎である事は注意すべきだ。殊に「抑コトノ次ゴトニ書ツバケ侍ルホドニ、ゾノヅカラ神明ノ御事多クナリニケリ、昔餘執カナトアザケリモ侍ベケレド……」二七とある。昔餘執○平假名本「昔の餘執」の語は、眞意は理解しかねるが、これも長明が昔賀茂明神に神祭る人として奉仕した事を云つて佛門へ入つても何うしても昔の執心が残つて居ると云つて居るのだとも見られ、殊に興味を引かれるのである。

(ト) 方丈記の文や思想と似たものが少々存する。

(チ) 方丈記は慶滋(舊姓賀茂)保胤が漢文で書いた池亭記の模倣であるが、發心集が同じ保胤が漢文で書いた往生傳として最古の日本往生極樂記の模倣であるとも見られる。此の點に一脈通するものがあるから、方丈記と發心集とを、同一の著者の手に成つたと認める事も可能である(長明の法名連胤も保胤と關係がある)。

(リ) 方丈記には火事・大風・地震・饑饉などの天變地異を挙げ乍ら、平家滅亡と云ふ人事的な重大事件には觸れなかつたのである。しかして、發心集に記さる可き發心談としては、平家滅亡に關係して、悲劇として澤山發生したうと思はれるのに、心戒坊が平氏滅亡によりて出家した事と「治承ノ比世ノ中ミダレテ人ヲホク亡ウセ侍リシ時云々」<sup>五ノ二</sup>とあるのみである此の治承の方は、以仁王舉兵か。是れも其の理由は不明だが、兩書の間に一脈通するものがあると云ひ得る。

の如き長明説支持の論據を挙げ、さらに、藤岡・野村・長尾三氏らにより主張せられる「長明説に對する疑問」の論據、即ち

- (1) 平假名本に「續古今のうたに」とある事、
- (2) 承久の年號が書中に存する事、
- (3) 方丈記に比べると、文致全く異にして、同一人の手に成れりとは思はれない事、
- (4) 源都督經信の事、
- (5) 賀茂保憲の女の事、

の如きが、全部取るに足らぬ論である事を述べたのである。

以上の私の研究を見れば私が、長明説支持の論據を採す點に於いては、既に永積氏以上の努力をなし居り、このまゝでならば、永積氏以上の長明論者となるのである事が判るであらう。(神明の事で八卷を閉ち、昔餘風の迷懷をもらして居る點は、殊に注意すべき點であると信じる。)

ところが斯う云ふ私であり乍ら、なほかつことさらに長明説を疑うても見たのである。しかして其の疑問の理由は左の如きものである。(永積氏の文下三七頁には、私が心戚土人の事をも問題として居るやうに書いてあるが、學叢三以下を見れば判るやうに、私は全く問題とはして居ないのである。)

(1) 第八卷「昔者關東下向事」の條に「東ノ方修行シ侍シ時云々」の語がある。此の修行の語を自分は怪しむのである。と云ふのは此の語によれば著者は佛道修行の旅(其れは貧澤な旅や普通の旅では無く、行雲流水を友とする敬虔なつ



つましい旅である可きだ）をしたと解釋せられるのであるが、關東へ下向した長明が、其の旅について、斯う云ふ云ひ方をして可いか何うかと云ふ事が疑問であるからである。長明が鎌倉へ下向したのは、歌友達の飛鳥井雅經の推舉により二十歳の將軍實朝に、恐らくは歌の相手をするために下向したのであり、將軍に謁するのが目的であり、修行が目的であつたとは見られないのである。しかも後に長友後藤氏が指摘せられたやうに文學創刊號 一三五頁 寛政波集十七によると、葛の紅葉する頃に雅經と同道で宇都の山を越えたのであり、いよく修行の旅では無かつたのである。既に五十八・九歳で、趣味生活を送る風流隠遁者であるに過ぎなかつた筈の長明には修行などは出来る筈も無かつたのである。學叢三の二 名所穿鑿癖を有し乍ら比較的に近い井そこで修行の語がある故に長明らしからずと怪しむのである。○頁以下

(2) 次ぎに、同じ文に「サヤノ中山ノフモトニ、コトノサキト申社ノ前ニ云々」とあるが、此の社は貞應二年海道記、仁治三年東關紀行、十六夜日記などに、コトノママノヤシロとあるもので、松葉名所和歌集所引歌枕名寄に見える長明の歌にも、コトノママとあるものなのだが、斯う云ふ有名な歌枕がコトノサキと書かれて居るのである。假りに誤寫でなくて、當時、土地の人はコトノサキと呼び、物識りはコトノママと呼んで居たとすると、長明のやうな、歌枕穿鑿癖を有する歌人が、俗稱を採用したと云ふ點が怪しいと考へらる。學叢二の三 ○頁以下

(3) 次ぎに、同じ文の中で著者は「六十計ナル琵琶法師」で、盲者であり、せちがら京都では何うしても露命をつないで行けないので生活苦に悩みて、一縷の望を抱いて新興の鎌倉へ下ると云ふ類の琵琶法師に同情をして居るが、是れが又比較的注意すべき事實と成るのではあるまいか。此の場合此の種の盲法師に同情できる身分のものとしては、一貧一笠のしがない身であつても安心立命によりて生活苦には無關心の若い修行僧が考へられ、又年齢に於いては盲者

と似て居るか、又は其れ以上であるにしても、物質的精神的に優越な地位に居るものが考へられるが、此の文に修行の語があるのを見ると、前者よりは年下で若い雲水僧であるがために、同情の言をもらしたのだと見る事が出来るからである。（學證四の二頁以下）

(4) 次ぎに卷六（六）に大貳資通は、琵琶道に於いて信明や經信の師であつたと書いて居るが、資通と信明との關係は全く正反對である。此の二人は琵琶道の大家であり其の師資繼承の如きは、琵琶に趣味を有する人であるならば、誤りさうにも無き事であるのに斯くの如く誤られて居るのである。しかして長明は、琵琶道の數奇者であつたのだ。長明がいかにも、輕卒で、投げやりので、大ざつばであつたにしても、此の常識的な事を語つたと見るのは何うかと思ふのである。（藝文九六九頁學證四の二八頁以下）（附記。長明の琵琶の師は、文机談中卷に樂所領飛驒守中原有安であつたと見え、長明無名抄には、故筑州と云ふ人であつたとあるので、其の故筑州と云ふのが、有安の事らしいと云ふ見當はつきても、確める事ができなかったのだが（藝文九六和歌色葉集の歌書名寄の條に「有安守」寒玉集とあるので）、故筑州が故筑前守有安の事である事が確められたのである。）

(5) 同時に、「山田モル僧都ノ身コソアハレナレ秋ハテメレバ訪フ人モナシ」は古今集には出て居ないのに、古今集の歌であるとして舉げて居るのも、右の琵琶道の繼承に關する誤謬と似て居る（歌の方は、何しろちうたはた卷の古今集の事であるから、數が多くて誤る可能性は多いが）（學證四の二三頁以下）

(6) 本書の著者の信仰を檢するに、雜駁であり、數寄に耽り、藝術生活に徹底する時は、世の名利を思はず、出世間的に超越できて、其の結果出離解脫縁放下の第一歩とも成り得ると考へたのであるが、同時にまた、身燈入海、

捨身往生を認め、難行を否定し易行を取る態度をも非とする程度の人である。そして是れを方丈記所見の思想と比べるとき、方丈記のは歌・管絃・往生要集・念佛・健康のための運動・散步・養心・藥草と云ふ主我的な趣味生活の主張であり、發心集には比すべくも無いのである。學叢四の二  
七頁以下

(7)長明は餘程主義者的人であつたと見えて、無名抄の中に於いても自分に關した事を自讃的によく述べて居る（方丈記は目的のだから、自身の生活を述べて居るのも當然である）。ところが、發心集では、假りに長明の書であるとする、餘りにも長明の姿が現はれて居ないのである。發心集は方丈記よりは後のものと信ぜられるから、口野山閑居の片鱗ぐらゐるは現はれさうであるのに、其れが全く見えない。是れも怪しいと云へば云へる。學叢四の  
四二頁

(8)最後に最も主觀的ではあるが、「發心集に現はれた著者なる人が、大體見るところ、ひたぶるの世捨人であつて、われ／＼の想像する風流隱士長明入道とは大分趣きの異なる人物であるかのやうにしか考へられない點も亦、見逃せないかと思ふ」とも考へた。學叢四の  
四三頁但し「云ふまでも無く全く自分一人の主觀的直覺とも云ふ可きである。」

これらの數條は「疑問」に述べておいのだが、私はこれらによつて、長明説に疑問をはきまんとしたのである。だがしかし、此れらの解釋は、屢斷つたやうに主觀的に成りやすいから、盾の半面のみを見る危險を避ける爲めに、其れ／＼反對の立場による解釋も試みたのである。學叢五の四五頁以下。藝文發表の文について  
の永積氏の批評三條も、參考に引いて置く。

例へば(1)に就いては「長明の出家としての自覺」三の二  
六頁を考慮し、長明が、桑門迷風としての自覺から斯う云ふ――

事實に於いて大いに不穩當な――書き方をしたのであると見るならば、むろん問題は無いのである。三の三  
〇頁とも云つたのである。物云ひの嚴格で無い人間の言葉の端くれを捕へて、几帳面な人間が自分の尺度に當て、律したら、――丁

度、本文や奥書に誤字脱字、改寫があるからと云つて、其の筆者の奥書で無いとか、自筆本で無いとか云ふと、失敗する事のあると同様に——自繩自縛に陥り、飛んだ目に會ふ事は知つて居るからである。(永積氏は藝文を見ただけで、私が此の關東下向の條を重視した理由を推して、「修行」の語にありとし「既」出家入道した長明自身にとつては、その道々を始めとして、修行の心を持つて行つたと見て差つかへないわけである」と解して居られる。因みに氏は此の條に關して「岡田氏は、長明にあらぬ淨土教の一僧侶を著者に擬せられるから、この重要な一條からもその暗示を得られたのであらう」<sup>下三</sup>と云はれたが、氏の言によると、私が恐らくは何か他に有力な理由がありて、發心集の著者を淨土教の僧なりと想定したがために、此の記事の筆者をも、淨土教僧であると認めたのだと云ふ事に成るが、是れは實は全く正反對である。此の「修行」の語があるからこそ、<sup>此の條が自分の論に重要である事は、疑問を述べるにあたり、劈頭に述べた事で判るであらう</sup>長明に擬するを躊躇して、本書が淨土教鼓吹の書である故に、淨土教の僧を考へもしたのである。斯う云ふ正反對の記述は私としては迷惑である。) (2)に就いては、コトノママと書いて置いたものが、後人の誤寫によりてコトノサキと成つてしまつたのであるとも、實際コトノサキの名も行はれて居たので、長明はコトノママの方を取らずにコトノサキを、何と云ふ事も無く取つたのだと見る事も出来る。(3)六十計ナル盲琵琶法師に對する同情も、眞の雲水僧が同情したと見る場合には、同情したのは若い僧であつたらうと云ふ事にも成るが、長明であつたとすると、長明と盲法師との年齢上の差は殆んど無くとも、將軍家に招かれて、かなり贅澤な旅をして居た筈の長明が「自分と同じくらの年であり乍ら、あれ程まで生活苦に悩んで居るよ」と、年齢は問題で無くて優越者の地位から同情したと見る時は、むしろ、かへつて長明らしい同情と認め得る。(4)資通・信明・經信の琵琶道繼承の事も、(5)の古今集の事も、長明が方丈記の中で

平安遷都を嵯峨天皇の御時の事であると云つて居る程の人間であり、歌の作者や、或る歌が某と云ふ書に出て居ると云ふ類の事を誤るのも世間では學者の間に於いても珍しくは無いのだから、長明を輕卒な人間であつたと見れば、事も無く、解決はつくのである。(永積氏も古今集云々の事は長明は平安遷都の年代を誤る程の人間であり、「一々典據を求めて書いたわけでもない以上、この程度のあやまりはありうべきもので、……長明説に反對する事は、勿論不可能であらう」<sup>四頁</sup>と云ひ、又信明資通の事は流布本の文章に誤寫があるのでは無いかと疑うて居られる<sup>下ノ三頁</sup>。)(6)本書に現はれた信仰と方丈記所見のものとの相異も、發心集は方丈記よりも後のものと考へられるから、老境に近づけば近づく程信仰も深く、徹底的と成つたのだとも云へるし、又信仰は趣味生活的人間のつねとして相變らずではあつたが、發心集と云ふ書物の性質上、書いて居る中に感傷的、感激的と成り、つい文飾や誇張も伴ひて、あの程度の事までも書くに至つたのであるとも云ひ得る。なほ本書の信仰に一部不徹底なところのあるのは、指摘した事であるが、これなどはかへつて長明の趣味的信仰生活を反映して居るとも云へない事も無い。(7)の事も、主我的であつた長明も、發心集を書く時代には、漸く恬淡無我的境地に或る程度まで到達できたから、自分の事は自然に書かずに終つたのであるとも見られるのである。(8)はこれこそ餘りにも主觀的であるから問題では無い。

斯うして長明作とする場合にいぶかしく考へられると見られるものに對する否定をも考慮し、さて、長明疑問説の根據と成りさうな事が否定できないとし、長明作とする事は疑はしいと認めるとすれば、長明説の根據と成るものを何う解釋したら可いかと云ふ問題に關し、警説的強説ではあるけれど其れを否定できない事は無いとし、<sup>學叢五〇四頁</sup>なほ卷頭に「鴨長明撰」と明記してあるにしても、<sup>學叢五〇四頁</sup>其れを疑はしくは信ぜない態度をとつた。學叢の二頁、最後に、發心集の出来た時代に極めて接近して居る閑居友に、長明

の作とあるもの、解釋には「正直のところ、これには全く當惑して解釋に苦しむ乍らも、閑居友記者の誤解であるのでは無いかとの説を述べたのである。學叢五の五  
四一五六頁

## 八

以上が私の『鴨長明發心集』の著者に關する疑問の要旨である。私は否定論者では無くて懷疑論者である。

私の方法は先づ長明説の論據を、有力なものも無力らしいものも、出来るだけ列舉し、次ぎには、其の長明説の障害と成りさうなものは無いかと、ことさらにあなぐり求め、其れらを嚴格な態度で觀察して、障害となりかねない事を述べ、さらに其れらのものは、主觀的には解釋を異にし得ないでも無いので、反對の立場よりの考察も試み、これらをやはり長明説の障害と成りうるものとすれば、既述の長明説は何う扱ふたらばよいかにつき、解釋に困る事を卒直に認めつゝも、強説的に否定的解釋も試みたのである。長明説を支持し得る論據の提出で切り上げずに反證までも穿鑿したのは、ことさらに異を立てんがためでは無い、斯う云ふ問題の考證には、考察を精緻にすると云ふ立場から云へば、成る可く故意に疑うてかゝる方が研究方法としては妥當であると信するがためである。

しかして私の説は、作者を論ずるのが主で無かつた藝文所載の文では「恐くは長明に非る唯單なる淨土教を奉ずる僧侶であつたらうかと考へる」七〇頁「發心集その物をば、長明の作であると云ふ古來の説を全然破棄した何う

かと自分は云はんとするのである……其の解決は無論至難のものである。六の九と云つた事もあるから、長明否定を強く主張するかの如くにも見られやすいが「長明の書いたものとしてふさはしく無いと自分には考へられるやうな事項も、極めて僅かではあるが存すると考へられるのである。そして自分は然う云ふ僅かな事項の存在を重く見て、

こゝに本書は、長明の作と認めない方がよくは無いか、と考へたりなんかするのである。但し是れは自分の頭腦が澄んで居らずして、材料の解釋を誤り、材料の輕重を誤つて居る……かも知れない。自分は實のところ、本書が長明の作に非ることを主張したくは無く、其の反對に、むしろ先入主的に、長明の作なることを認めたいのであるが、しかし然う認めるのに支障となるかも知れないやうな事項も、實際存すると信ずるのである。で自分は、發心集をば長明の作であると認めしめる材料は比較的多いが、同時に又其の反證とも成るのでは無いかと考へられるものも亦極めて少いが存する。しかし此の事實から、しばらく長明の作と認めることを躊躇すべきであるまいかと思ふと云はむとするのである。<sup>九八八頁</sup>「發心集の作者問題は、自分の有する材料のみでは、單に疑はしいらしいと云ふだけで済ませる方が安全であるやうだ。」<sup>九八九頁</sup>と云ふのが自分の本音である。しかして斯う云ふ解決不能の悩みあればこそ、立命館學叢に出した「鴨長明發心集の著者に關する疑問」の末尾の文も、「所謂長明發心集の著者に關する自分の臆説は、先づ斯くの如きものであつて、(イ)(ロ)(ハ)三種の解釋の中では(ロ)(ハ)の何れかでありとし、比較的(ハ)の方を重く見たいのであるが、併し(ロ)が正しいか(ハ)が正しいかは實のところ、餘りに微妙な問題にして、自分には全く判りかねる事であつて、其の時其の時の心の持ちかた一つで、長明として書きさうには考へられないものゝ方を重く見たり又反對に輕く見たりして、其の爲めに、或る時には發心集長明著述説を認めたり、或る時には其の否定説を認めて見たりして居る次第であつて、恥しい事ではあるが、何ら決定的な推定説を未だ挙げ得ないのである。これ自分此の徒らに冗漫無難不得要領なる文を草して大方諸彦の高批叱正を仰ぐ所以である」と結ばねばならなかつたのであり、永積氏の批判を見た今でもやはり同じであり、解決に困るが故に、斯う云ふ主觀的な解釋については、理窟

はも早や問題では無いのだから、多數決によりてゞも、解決をつける他は無いのだらうなどと愚かしくも考へたりして居るのである。永積氏をはじめとして諸學者が、警策の一打によりて、私を轉悟せしめて下さる事をお願いする。

最後に「再び發心集に就いて述ぶ」と云ふ此の文の題號であるが、これは一見すると、發心の「鴨長明發心集に就いて」、立命館學叢の「鴨長明發心集の著者に關する疑問」の一編を發表した上では變に見られるであらうが、既に發表した此の兩篇は同一論文を別箇の發表機關に發表するに當り、必要上獨立の形式を與へたに過ぎないのであるがために、今度書いたものを「再び發心集に就いて述ぶ」と題したものである事を申し添へて置く。(昭和十一年十月十七日稿)

附記。橋純孝氏が「長明發心集私見」を、國語と國文學の昭和十年十一月十二月の兩號に發表して居られる事を、校正間際に知つたが、急には見られないので、未だ見て居ない。他日一讀した上で申すべき事があるならば、又批判する事もあらう。發心集と關係はないが、十月號の拙稿「和玉篇雜效」の中で言及した慶長十年版夢梅本玉篇の著者夢梅が、慶長二年の易林本節用集の改訂者易林と同一人であり、其の事蹟も大いに判明して來た事を、國語と國文學の本年九月號に出た森本義彰氏の「易林本節用集改訂者易林に就いて」により知つたので云ひ添へて置く。なほ、國語・國文十月號所載拙稿「五十字分類體辭書」の發見の中で説いた倭語拾補十五卷の完本が前田侯爵家にあり、著者田知親は田中氏にて、倭語小解の著者源式如の子であり、小補は「延享甲子冬十一月朔旦」の自序あるものであり、式如親子の事は、石川縣史、加賀藩史料、燕臺風雅等に記されてある事を、池田龜鑑、大野木克順兩氏より教示せられた故、これをも、ついでを以て申し添へて置く。(十一月十六日校正の時記す)